

II 聴覚・平衡機能障害

1 聴覚障害

(1) 聴覚障害の認定について

ア 聴力測定には、純音による方法（純音オーディオメータ検査）と言語による方法（語音明瞭度検査）があり、どちらも補聴器を装着しない状態で、防音室での測定を原則とします。純音オーディオメータは JIS 規格を用います。語音明瞭度検査は、語音明瞭度検査語集によります。

イ 聴力レベルは、500・1000・2000Hz（会話音域）の純音に対する聴力レベルをそれぞれ a、b、c とし、下記で算定する平均聴力レベルを用います。

$$\text{＜平均聴力レベル}=(a+2b+c)/4 \quad \text{〔4分法〕＞}$$

周波数 500・1000・2000Hz の純音のうち、いずれか 1 又は 2 において 100 dB の音を聴取できない場合その周波数を 105 dB とし、上記算式を計上し、聴力レベルを算定します。

また、聴力図には気導聴力のみでなく、骨導閾値の記載も必要です。

ウ 語音明瞭度検査は、通常の会話音の強さでマイク又は録音機により発声し、その音量を適度に調節し、被検査者に最も適した状態で行います。検査語はその配列を適宜変更しながら 2 秒から 3 秒に 1 語の割合で発声し、それを非検査者に書き取らせます。認定に当たっては、年齢や経過、現症、他の検査成績により慎重に考慮するよう示されています。

エ 先天性ろうあ等の場合で、聴覚障害 2 級（両耳全ろう）と言語機能障害 3 級（音声言語による意思疎通ができないもの）に該当する場合は、合計指数により 1 級として認定することが適当です。

(2) 留意事項

ア 聴覚障害で身体障害者手帳を所持していない者に対し聴覚障害 2 級と診断する場合には、調整脳幹反応（ABR）などの他覚的聴力検査またはそれに相当する検査を実施し、その結果の記載、記録データのコピーの添付が必要です（平成 27 年 4 月以降）。

イ 幼児でレシーバによる左右別の聴力測定が不可能で、幼児聴力検査で両耳聴による聴力を測定した場合は、診断書にその旨の記載が必要です。

ウ 乳幼児の認定において、オーディオメータによる測定ができず、ABR 等による客観的な判定が可能な場合については、純音聴力検査が可能となる年齢になった時点での将来再認定が適切です。また、現時点で将来的に残存すると予想される障害の程度をもって認定することが可能です。

エ 「ろうあ」で 1 級を診断する場合の言語機能の状態については、日常のコミュニケーションの状況を具体的に記載する必要があります。

オ 伝音性難聴の加味された聴覚障害の認定に当たっては、中耳等に急性の炎症がないかどうかを鼓膜所見より判断する必要があります。特に耳漏等が認められる鼓膜所見では、その時点で認定すべきではないとされています。

カ 慢性化膿性中耳炎等、手術によって聴力改善が期待できるような聴覚障害の認定に当たっては、それまでの手術等の治療、経過、年齢等を考慮して、慎重に取扱い、場合によっては再認定時期の検討も必要です。

キ 高齢者の難聴については、聴力レベルの問題以外に、言葉が聞き分けられないなどの要因が関与している可能性があり、認定に際して困難を伴うことから、初度の認定を厳密に行う必要があります。

【障害程度等級表】

等級	聴 覚 障 害
2 級	両耳の聴力レベルが、それぞれ 100dB 以上のもの（両耳全ろう）
3 級	両耳の聴力レベルが、それぞれ 90dB 以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解できない）
4 級	1 両耳の聴力レベルが、それぞれ 80dB 以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解できない） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの
6 級	1 両耳の聴力レベルが、それぞれ 70dB 以上のもの（40 cm 以上の距離で発声された会話語を理解できない） 2 1 側耳の聴力レベルが、90dB 以上、他側耳の聴力レベルが、50dB 以上のもの

2 平衡機能障害

(1) 平衡機能障害の認定について

平衡機能障害は、四肢体幹に器質的異常がなく、他覚的に平衡機能障害を認める場合に認定されます。

(2) 留意事項

ア 器質的な四肢体幹の機能障害では認定しきれない他覚的な歩行障害を対象としているため、原則的に肢体不自由との重複認定はできません。

イ 平衡機能障害よりも重度の四肢体幹の機能障害が生じた場合は、肢体不自由の認定基準をもって認定することがあります。

【等級別表と具体的な例】

等級	平衡機能障害	具体的な例
3級	「極めて著しい障害」 ①閉眼にて起立不能、又は、 ②開眼で直線を歩行中10m以内に転倒若しくは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの。	・末梢迷路性平衡失調 ・後迷路性及び小脳性平衡失調 ・外傷又は薬物による平衡失調 ・中枢性平衡失調
5級	「著しい障害」 閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの。	